

発行／松戸市
編集／財務部税制課
〒271-8588 松戸市根本387の5
☎047-366-1111(代表) FAX 047-363-3200
URL <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>

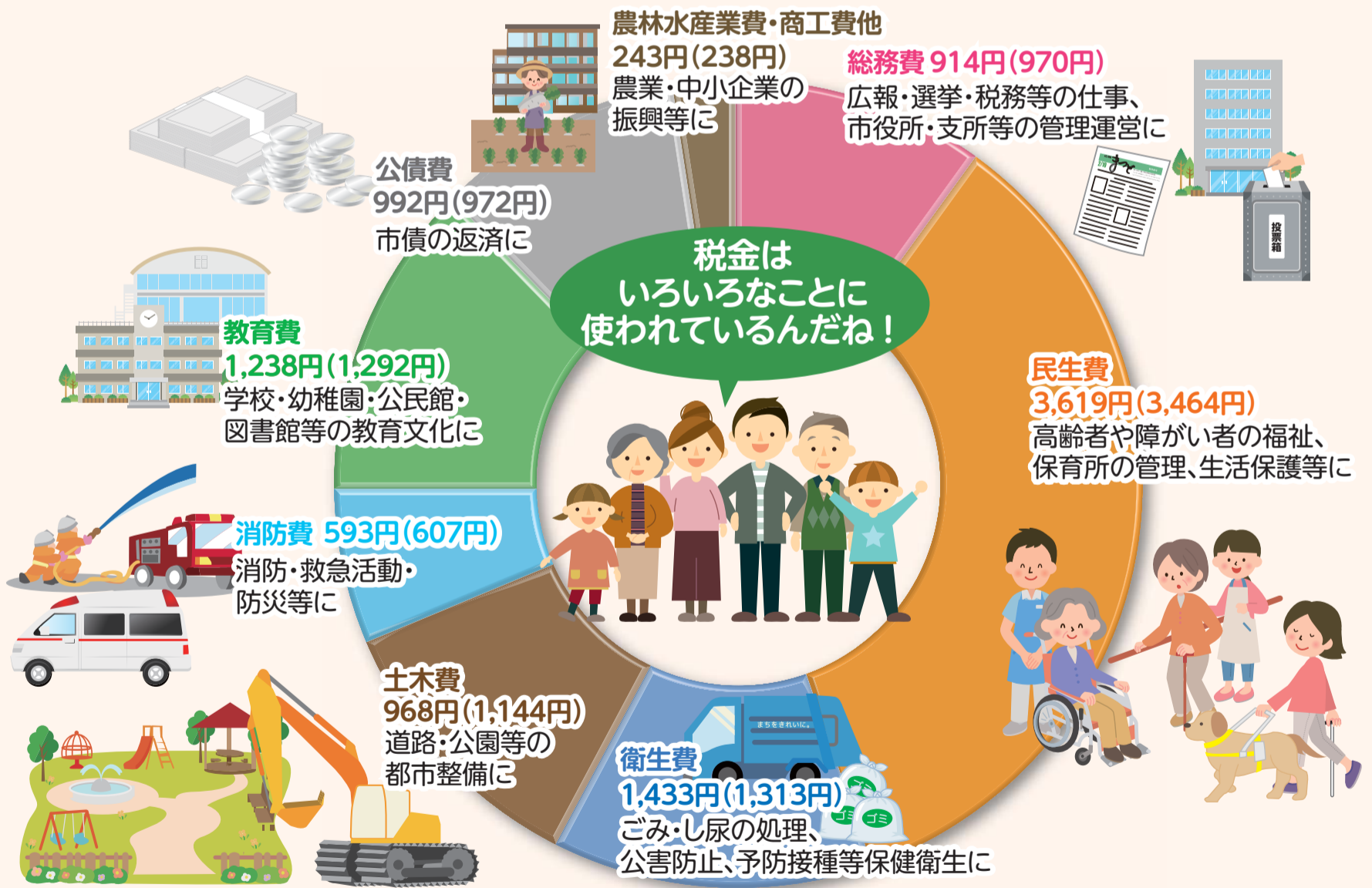


このまち 松戸 あなたの税が いきています

皆さんに納めていただいた市税は、市民生活を豊かにするために市が行う福祉サービスの提供、ごみ対策や保健衛生の充実、道路・河川・公園などの整備、消防・防災対策、教育・文化・スポーツの振興、農業や商工業の振興など、さまざまな事業や施策に要する費用に充てられています。この税特集号は、このような貴重な財源としての市税のあらましについてまとめたものです。

市税1万円の 使いみち

市では、市民生活に欠かせないさまざまな事業を行っています。これらを行う上で必要な財源のうち、市税は歳入予算の約46%を占める最も貴重なものです。そこで、市税がどのような仕事に使われているかを図に表してみました。



※平成29年度一般会計予算(9月補正後)の各費目に対する税等の一般財源の割合による配分です。かつこの数字は前年度同期のものです。

主な内容

● 市民税・県民税の申告について	2~3	● 軽自動車税	6
● 松戸税務署からのお知らせ	3	● 市税の納期内納付にご協力を	7
● 固定資産税・都市計画税	4~5	● 中学生の「税についての作文」	8

平成30年度 市民税・県民税

市民税・県民税とは

市民税・県民税は一般的に「住民税」と呼ばれるものです。
 平成30年1月1日にお住まいの自治体に、平成30年度住民税を納税します。
 金額は前年の1月から12月までの所得や生活状況に基づいて計算されます。納められた税金は、市民の皆さんの安心安全な生活のために、さまざまな事業に使われます。



市民税・県民税の申告について

申告とは

前年の1月から12月までの所得と控除(家族の扶養の有無、医療費控除など)を自治体や税務署に書類として提出することです。
 申告は全員が必要というわけではありません。右記のフローチャートで必要かどうか確認してみてください。

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書(※)
- 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金等の源泉徴収票
- 個人番号が分かるものと本人確認書類(郵送による申告書提出の場合はコピーをご用意ください)
- 国民健康保険や国民年金等社会保険料の控除証明書
- 生命保険料、地震保険料、長期損害保険料の払込証明書
- その他、控除資料(医療費の明細書等、障害者手帳など)
- 認め印
- 銀行などの口座番号(所得税還付の場合)

※市民税・県民税申告書は2月上旬ごろに、前年に市民税・県民税の申告をされた人や退職された人、お引越越しされてきた人にお送りしています。また、市民税課や各支所、申告会場にも備えてあります。

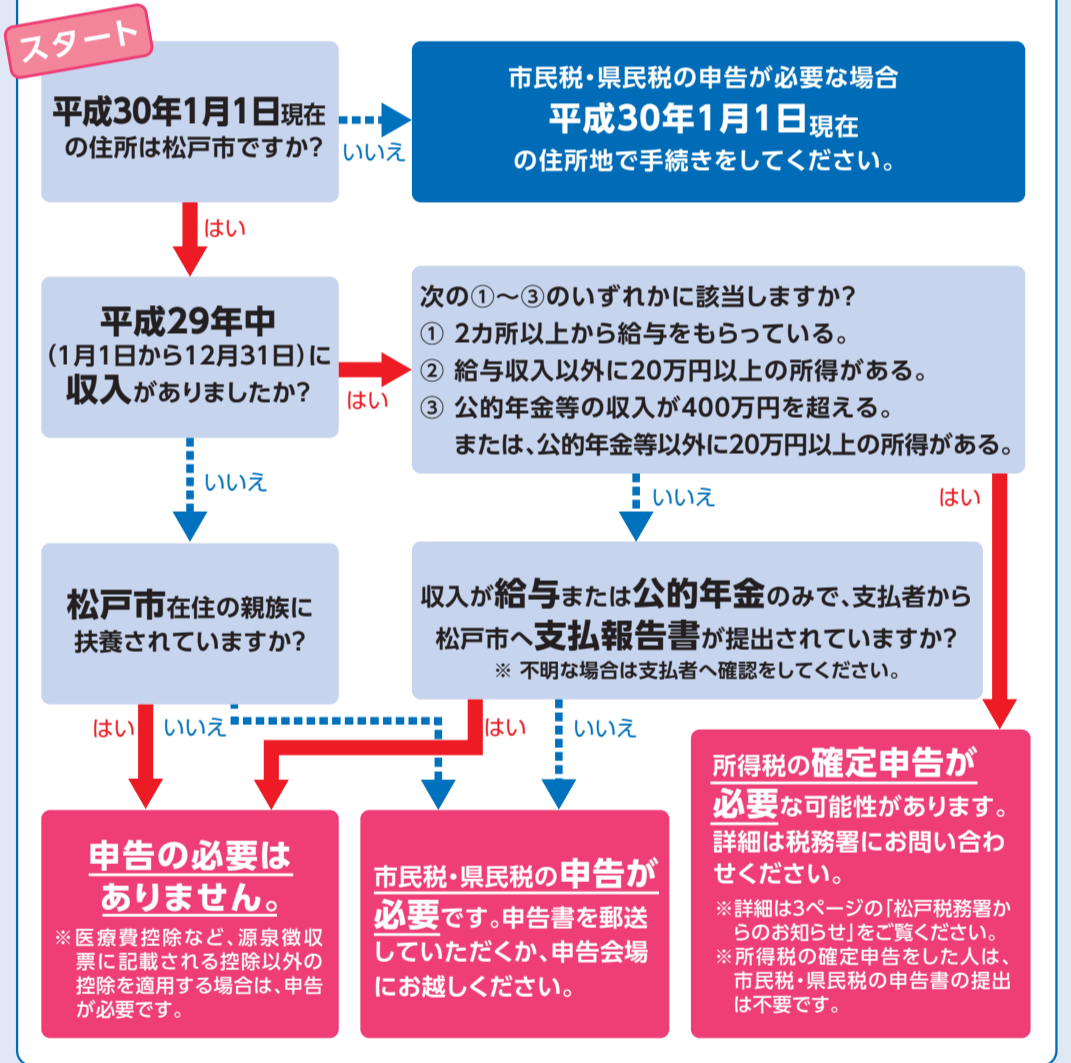
郵送による市民税・県民税の申告受付

申告書に氏名・住所・連絡先等を記入して、押印の上、左記の「申告に必要なもの」を同封して「〒271-8588 松戸市役所市民税課」までお送りください。控えが必要な場合は、切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。
 なお、確定申告書の提出先は3ページの「松戸税務署からのお知らせ」をご覧ください。



申告会場は大変混み合いますので、
 郵送による申告をぜひご利用ください！

あなたは申告が必要？ 確認してみましょう！



各会場での受付日は下表のとおりです(○印が受付日)。各会場とも駐車場の数が限られていますので、ご来場の際は公共交通機関等をご利用ください。

申告期間 2月16日(金)～3月15日(木) **受付時間** 9時～11時30分 / 13時～16時 (提出のみの場合は17時まで)

会場	期日	2月									3月											
		16(金)	19(月)	20(火)	21(水)	22(木)	23(金)	26(月)	27(火)	28(水)	1(木)	2(金)	5(月)	6(火)	7(水)	8(木)	9(金)	12(月)	13(火)	14(水)	15(木)	
市役所本館2階大会議室		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新松戸市民センター3階		○	○	○	○	○	○	○	○	○												
小金原市民センター2階		○	○	○	○	○	○	○	○	○												
六実市民センター2階		○	○	○	○	○	○	○	○	○												
矢切支所2階		○	○	○	○	○	○	○	○	○												
常盤平市民センター1階											○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小金保健福祉センター3階											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東部支所2階											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注意 ● 矢切支所・東部支所にはエレベーターが設置されていません ● 馬橋支所は会場の都合により受け付けを行っていません
 ● 市役所本館2階大会議室では市民税・県民税の申告の受け付けのみ行い、所得税の確定申告の作成は行いません ● 土・日曜の受け付けは行っていません

の申告について

☎ 市民税課 (個人市民税) ☎ 366-7322
(法人市民税) ☎ 366-7136
✉ mcshiminzei@city.matsudo.chiba.jp

平成30年度市民税・県民税にかかる税制改正

給与所得控除の見直し

給与所得は、給与収入額から、一定の計算に基づいて算出された給与所得控除額を差し引いて計算します。平成29年分からは、上限額が適用される給与収入額が1,000万円(給与所得控除の上限額が220万円)に引き下げられました。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

適切な健康管理の下で、医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進や疾病の予防への一定の取り組みを行っている個人が、本人または本人と生計を一にする配偶者や親族に係る「スイッチOTC医薬品」の購入費用が、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの1年間で12,000円を超えるときは、その超える部分の金額を所得控除(上限88,000円)できる特例が創設されました。

<従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の違い>

	下限額(この金額を超えた部分を控除額に適用できます)	上限額
従来の医療費控除	「10万円」か「総所得金額等の合計額の5%」のどちらか少ない方の額	200万円
セルフメディケーション税制	12,000円	88,000円

- 注意**
- 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を適用することはできません(どちらか一方の適用を申告者が選択)。
 - セルフメディケーション税制の適用を受けるためには特定一般用医薬品等購入費の額など記載のある明細書を申告書に添付し、かつ、一定の取り組みを行ったことを証明する書類を添付または提示する必要があります。

上場株式等についての所得の申告・課税方式のお知らせ

住民税が源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について、市民税・県民税の申告において所得税の確定申告と異なる課税方式を選択することが可能になりました。

所得税と異なる課税方式(申告不要・総合課税・分離課税)を選択するためには、納税通知書が送達される日までに市民税・県民税の申告を行う必要がありますので、ご注意ください。

詳細は、国税庁ホームページや松戸市ホームページをご覧ください。

Q&A

Q パート収入ですが、いくらを超えると課税されますか？また扶養に入れる判定金額はいくらですか？



A 給与収入が100万円を超えると課税されます(所得金額が35万円超)。扶養の範囲は給与収入で103万円(所得金額38万円)以下なら、配偶者控除・扶養控除を受けることができます。また、扶養者の所得金額が1,000万円以下で配偶者の給与収入が103万円超から141万円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。

Q 住民税の支払い方法について教えてください。



A 支払方法は①給与特別徴収(給与からの天引き)、②年金特別徴収(年金収入からの天引き)、③普通徴収(納付書や口座振替での支払い)の3つです。給与収入がある人については①、65才以上で年金収入のある人については②、その他の収入がある人については③での支払いになります。詳細は松戸市ホームページをご覧ください。※上記に当てはまらない場合もあります。

法人市民税

法人市民税とは

市内に事務所等を有する法人が納税義務者です。資本金等の額および従業者数により区分される均等割と、資本金または出資金の額および法人税額(国税)により区分される法人税割からなります。

均等割の税率

法人の区分	資本金等の額※		1千万円以下		1千万円超~1億円以下		1億円超~10億円以下		10億円超~50億円以下		50億円超	
	市内の従業者数	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超	
均等割額(年額)		5万円	12万円	13万円	15万円	16万円	40万円	41万円	175万円	41万円	300万円	

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度分からは「資本金等の額」または「資本金と資本準備金の合算額」です。

法人税割の税率

法人の区分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
資本金または出資金の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年500万円以下の法人	12.3%	9.7%
上記以外の法人	14.7%	12.1%



松戸税務署からのお知らせ

申告書はご自分で作成し、提出はお早めに

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税は、3月15日(休)まで
- 個人事業者の消費税の申告と納税は、4月2日(休)まで
- 申告書の作成を税理士に依頼される際は、にせ税理士にご確認ください。

医療費控除について

- 平成29年分の確定申告から、領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

マイナンバー制度について

- 平成28年分の確定申告から、申告書への個人番号の記載が必要です。なお、申告書等の提出の都度、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

国税庁ホームページで申告書等を作成できます

- 所得税及び復興特別所得税・個人消費税・贈与税の申告書等が、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を使えば、24時間いつでも作成できます。申告書等は印刷し、添付書類と一緒に郵送等で提出してください。※スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。※「医療費控除の明細書」も作成できます。
- 電子申告(e-Tax)の事前準備が完了している方は、申告書等のデータをインターネットで送信することもできます。詳しくは、e-Taxホームページでご確認ください。

申告書・届出書等は「信書」に該当しますので、郵便または信書便で送付してください

- 郵便または信書便で提出する人

は、封筒の裏面に、住所・氏名を記入してください。また、申告書の控えに受付印が必要な人は、控えもボールペンで記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

平成29年分の申告書作成会場は、松戸税務署です

- 開設期間 2月14日(休)から3月15日(休)まで
- ※土・日曜日を除きますが、2月18日、25日の日曜日は開場します。
- 相談時間 9時から17時まで(受け付けは8時30分から開始します。会場が混雑している場合には受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく16時までにお越しください。)
- 会場は大変混雑しますので、ご自宅や国税庁ホームページ等を利用して申告書等を作成し、印刷して提出することをお勧めします。
- 注意事項 税務署の駐車場に申告書作成会場(プレハブ)を設置していますので、駐車場が使用でき

ません。お車での来署はご遠慮ください。



納税は便利な振替納税で

- 納税は、便利な振替納税をご利用ください。
- 所得税の振替日…4月20日(金)
- 消費税の振替日…4月25日(休)
- お申し込みは税務署または金融機関へ。

☎ 松戸税務署
☎363-1171(代表)
☎271-8533
松戸市小根本53の3

固定資産税

固定資産税・都市計画税とは

固定資産税(税率1.4%) … 毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者が、固定資産の所在する市町村に納める税金です。行政サービスを提供する市町村の財政を支える税目です。

都市計画税(税率0.23%) … 土地・家屋の所有者が固定資産税と共に納める税金です。都市計画事業や区画整理事業のための費用に充てられます。

税額算定の流れ

総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて固定資産の評価額(=価格※1)を決定し、その価格を基に課税標準額(※2、※3)を算定

課税標準額×税率=税額

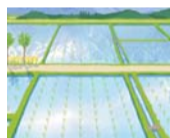
税額等を記載した納税通知書を毎年4月上旬に送付

※1実際の売買価格とは異なります。 ※2課税標準額は、原則として評価額と同一です。ただし、特例等がある場合には、評価額と異なる場合があります。 ※3松戸市内に同一人が所有する課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は課税されません。…(土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円)

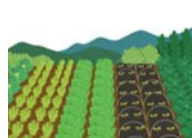
土地に対する課税

土地は、毎年1月1日の利用状況に基づいて地目を認定します。地目によって計算方法が異なりますので、土地の利用状況を変えると税額が変わる場合があります。

利用状況(地目)



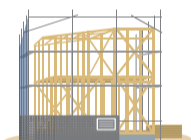
田



畑



宅地



建築中の宅地



駐車場(雑種地)

住宅用地の特例

住宅が建っている宅地については、住宅用地の特例という減額措置があります。

この特例は住宅1戸につき、200㎡まで固定資産税課税標準額が評価額の6分の1に、都市計画税課税標準額が評価額の3分の1になります。そのため、住宅が建っている土地と建っていない土地とでは税額に差が生じます。

評価額(3,000万円)が同じでも利用状況が異なる土地(200㎡)の例

		住宅が1戸建っている場合	駐車場の場合
固定資産税	課税標準額	(評価額) 3,000万円×6分の1 = 500万円	(評価額) 3,000万円×10分の7 = 2,100万円
	税額	(課税標準額)(税率) 500万円×1.4% = 7万円…①	(課税標準額)(税率) 2,100万円×1.4% = 29万4,000円…③
都市計画税	課税標準額	(評価額) 3,000万円×3分の1 = 1,000万円	(評価額) 3,000万円×10分の7 = 2,100万円
	税額	(課税標準額)(税率) 1,000万円×0.23% = 2万3,000円…②	(課税標準額)(税率) 2,100万円×0.23% = 4万8,300円…④
合計の税額(年間)		① + ② = 9万3,000円	③ + ④ = 34万2,300円

家屋に対する課税

新築住宅の軽減

新築後3年間(地上3階建て以上の耐火・準耐火建築物は5年間)は、120㎡分まで固定資産税額の2分の1が減額されます。

例えば、木造2階建てで床面積100㎡の新築の居宅(評価額および課税標準額800万円)を購入した場合は、税額は下記ようになります。

固定資産税	税額	(課税標準額)(税率) 800万円×1.4% = 11万2,000円	→	(税額)(新築軽減率) 11万2,000円×2分の1 = 5万6,000円…①
	都市計画税	(課税標準額)(税率) 800万円×0.23% = 1万8,400円	→	(税額) 1万8,400円…② (都市計画税には新築の軽減措置はありません。)
合計の税額(年間)		① + ② = 7万4,400円		

減額期間については下記のとおりです。

区分	面積要件	減額期間
耐火建築物	50㎡(貸家共同住宅の一戸当たりの面積は40㎡)以上280㎡以下	3年間
準耐火建築物		(地上3階建以上は5年間)
その他の建築物		3年間
認定長期優良住宅(準耐火・耐火建築物)		5年間
認定長期優良住宅(その他の建築物)		(地上3階建以上は7年間)
		5年間

既存家屋の課税について次のような減額措置があります。

※工事費用や工事内容については一定の要件があります。

耐震改修

減額対象住宅 昭和57年1月1日以前に建築され、平成30年3月31日までに改修を行った住宅

減額割合 翌年度分の家屋に対する固定資産税額の2分の1を減額(1戸当たり120㎡分まで)

バリアフリー改修

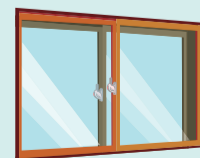
減額対象住宅 新築された日から10年以上経過した50㎡以上の住宅のうち、平成30年3月31日までに改修し、65歳以上の人・要介護等の認定を受けている人・障がい者のいずれかが居住している住宅(貸家住宅を除く)

減額割合 翌年度分の家屋に対する固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり100㎡分まで)

省エネ改修

減額対象住宅 平成20年1月1日までに建築され、平成30年3月31日までに改修を行った50㎡以上の住宅(貸家住宅を除く)

減額割合 翌年度分の家屋に対する固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり120㎡分まで)



都市計画税

問 固定資産税課 ☎ 366-7323
 ✉ mckoteishisan@city.matsudo.chiba.jp

償却資産に対する課税

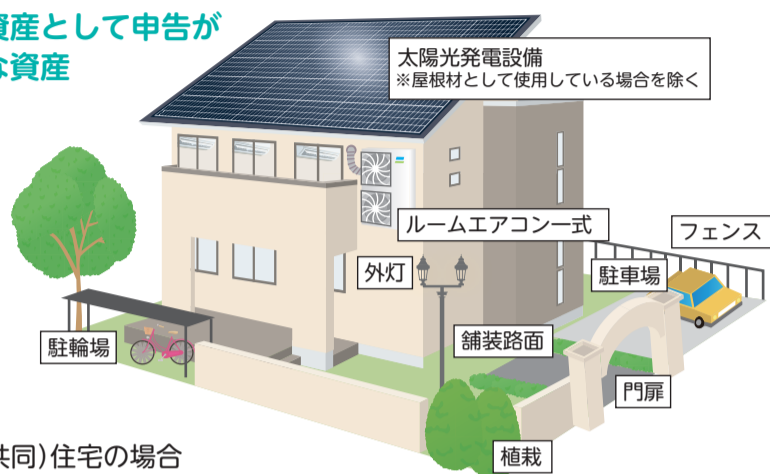
償却資産とは、土地・家屋以外のもので、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることのできる資産(構築物、機械装置、器具、備品など)をいいます。

償却資産の評価は、国が定めた「固定資産評価基準」に基づき、資産の取得価額および耐用年数に応ずる減価率を基準として評価します。

市内に事業用の償却資産(貸し付けているものを含む)を所有している人は、毎年1月1日現在の資産所有状況をその年の1月31日までに申告する必要があります。

※共同住宅や社宅等を所有している場合、償却資産の申告が必要な資産は右図のとおりです。エレベーターが設置してある建物は、その動力設備としての変電設備も申告の対象となります。

償却資産として申告が必要な資産



賃貸(共同)住宅の場合

固定資産の利用状況が変わったときは連絡をお願いします

固定資産調査にご理解とご協力をお願いします。



納税通知書につづられている変更事項等連絡用はがきを返送していただくか、固定資産税課までご連絡ください。

- ◆土地・・・現況及び利用状況に変更があった場合など
- ◆家屋・・・新築、増築、改築等があった場合など

なお、固定資産の評価・課税を適正に行うため、地方税法の規定に基づき、実地調査に伺う場合がありますので予めご了承ください。(調査の際には、固定資産評価補助員証を携帯しています。)

評価替えとは

固定資産税は、「適正な時価」を課税標準として課税します。したがって、本来であれば毎年度評価の見直しを行うことが理想的ですが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは事務的に事実上不可能であることや、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあることから、3年に一度価格を見直すことになっています。これを「評価替え」といい、評価替えの年度を「基準年度」といいます。平成30年度は基準年度に当たり、新しい評価額が決定され、原則として3年間据え置かれます。

縦覧制度について

納税者が自己所有の土地・家屋と、市内の他の土地・家屋の評価額を比較することができる制度です。

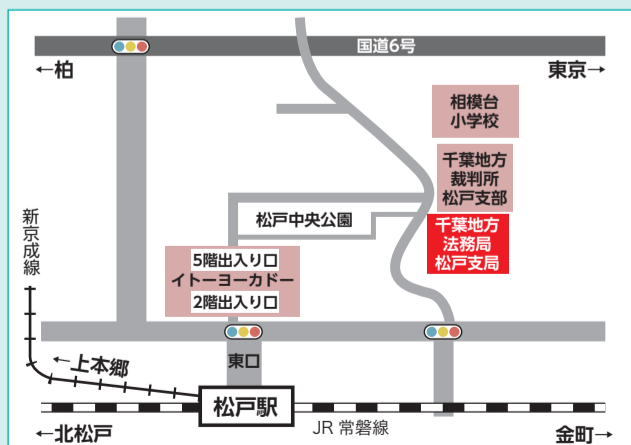
- 縦覧期間
4月2日(月)～5月1日(火)
(土・日曜・休日を除く)
各8時30分～17時
- 縦覧場所
固定資産税課(新館2階)

登記の相談について

- 全部事項証明書の取得
- 売買や相続による所有権移転手続きなど

問 千葉地方裁判所松戸支部

松戸市岩瀬473番地18 ☎363-6278



納税義務者の相続について

固定資産の所有者が1月1日現在に死亡している場合は、相続人の中から代表者を申し出てください、納税していただきます。

市に死亡届を提出された人に納税義務者等に関する回答書を送付していますので、回答をお願いします。

未登記家屋を所有している場合は、所有者変更の手続きが必要となります。詳細は固定資産税課にお問い合わせください。市ホームページ「未登記家屋の所有者変更について」にも詳細を掲載しています。

Q&A

Q 住宅を取り壊したらその敷地の税額が急に高くなりました。なぜですか。



A 住宅の敷地には「住宅用地の特例」が適用されており、税負担が軽減されています。住宅を取り壊すと、家屋にかかる税金はなくなりますが、住宅用地の特例がなくなるため、土地の税額は高くなります。

Q 私は、平成29年12月に自己所有の家屋を売却し、平成30年2月には所有権移転登記を済ませました。平成30年度の固定資産税は誰に課税されますか。



A 平成30年度の固定資産税は、平成30年1月1日時点で登記簿に所有者として登記されている人である、あなたに全額が課税されます。

Q 松戸市に固定資産税の納税義務がありますが、これから海外に転出します。何か手続きは必要ですか。



A 納税管理人を定めていただきます。手続きが必要になりますので、詳細は固定資産税課にお問い合わせください。市ホームページ「納税管理人について」にも詳細を掲載しています。

軽自動車税

☎ 税制課 ☎ 366-7321
✉ mczeisei@city.matsudo.chiba.jp

名義変更・廃車等の手続きはお早めに

軽自動車税とは

毎年4月1日時点で、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している登録名義人に納めていただく税です。

納税通知書の発送

平成30年度納税通知書は5月11日(金)に発送予定です。納税通知書が届かない人は、税制課にお問い合わせください。

納税の方法

5月31日(木)までに納付書(兼納税通知書)で納めてください。

減免について

体の不自由な人などは、申請により税の減免を受けられる場合があります。詳細は税制課にお問い合わせください。

平成30年度の税率について

原動機付自転車および二輪車等

車種区分		税率(年額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超 90cc以下	2,000円
	90cc超 125cc以下	2,400円
	ミニカー(50cc以下)	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
軽二輪車	125cc超 250cc以下	3,600円
小型二輪自動車	250cc超	6,000円

四輪(総排気量660cc以下)および三輪の軽自動車

車種区分	(1) 旧税率	(2) 標準税率	(3) 重課	(4) 軽課(グリーン化特例)			
				(ア)	(イ)	(ウ)	
四輪	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	3,800円	2,500円	1,300円
	貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円	2,900円	1,900円	1,000円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円	

※新規検査(新車登録)の年月は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」に記載されています。

(1) 旧税率

対象車両:平成27年3月31日以前に新規検査(新車登録)済みの車両

(2) 標準税率

対象車両:平成27年4月1日以降に新規検査(新車登録)をした車両

(3) 重課

対象車両:新規検査(新車登録)から13年を経過した車両
「初度検査年月」が平成17年3月31日以前の車両は、グリーン化を進める観点から、経年車重課が適用されます。

(4) 軽課(グリーン化特例)

適用期間:平成29年4月1日~平成31年3月31日

対象車両:下表参照

適用期間中に新規検査(新車登録)をした軽自動車について、その燃費性能に応じて、取得の翌年度分のみ適用されます。

※取得の翌々年度からは、(2)標準税率となります。

軽課の対象車両

税率	軽乗用車	軽貨物車
(ア)概ね25%軽減	平成32年度燃費基準+10%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車
(イ)概ね50%軽減	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車
(ウ)概ね75%軽減	電気自動車および天然ガス自動車	

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されています。

登録・名義変更・廃車手続きについて

手続きは3月30日(金)までに

手続きがされていないと、平成30年度以降も課税の対象になります。手続きをしなかったため、「納税通知書が送付された」「届かなかった」などのお問い合わせが多くなっています。

このようなことを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。第三者に依頼した場合は、手続きが完了しているか確認するようお願いします。

手続きに必要なもの場所は以下のとおりです。

松戸市ナンバー(原動機付自転車・小型特殊自動車)

区分	手続き内容	手続きに必要なもの	手続きする場所
登録	購入	・販売証明書 ・登録者の認め印	税制課 (新館2階) ☎366-7321 または各支所
	市外から 廃車済	・廃車申告受付書 ・登録者の認め印	
	未廃車 ナンバープレート(標識)付	・市外のナンバープレート(標識) ・標識交付証明書 ・登録者の認め印	
名義変更	譲り受け 廃車済	・廃車申告受付書 ・譲渡証明書 ・新しい登録者の認め印	税制課 (新館2階) ☎366-7321 または各支所
	未廃車 ナンバープレート(標識)付	・ナンバープレート(標識) ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・新しい登録者の認め印	
廃車(松戸市ナンバー)		・ナンバープレート(標識) ・標識交付証明書 ・登録者の認め印	

※手続きに来る人の本人確認できるもの(7ページ下段)が必要です。

※譲渡証明書には、旧所有者の押印が必要です。

※ナンバープレート(標識)をき損、紛失した場合には、弁償金(200円)が必要です。

※バイクの盗難に遭った場合

警察署で盗難届の手続き後、税制課または各支所で廃車手続きをしてください。廃車手続きの際は、届けた警察署名・届出日・受理番号・被害年月日が必要となります。

野田・習志野ナンバー(125ccを超える二輪車・三輪・四輪の軽自動車)

野田・習志野ナンバーの手続きにつきましては、下記にお問い合わせください。

二輪車(125cc超)	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2023
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 ☎050-3816-3117

Q&A

Q 松戸市に引っ越してきました。原付の手続きはどうすればいいですか。

A ナンバープレートを切り替える必要があります。現在のナンバープレート・標識交付証明書・認め印・本人確認書類を持参の上、税制課または各支所にお越しください。ただし、今後その原付を使用しない場合には、ナンバープレートの交付を受けた自治体で廃車手続きをしてください。

Q 所有者(使用者)が亡くなりました。何か必要な手続きはありますか。

A 所有者(使用者)が亡くなった場合は、引き続き車両を使用するのであれば名義変更手続き、車両を使用しないのであれば廃車手続きが必要となります。

Q 引っ越しをしました。納税通知書が届きません。

A 住民票の異動に合わせて納税通知書を送付していますが、異動の時期によっては以前の住所に送付してしまうことがあります。納税通知書が届かない場合は、税制課にお問い合わせください。

市税の納期内納付にご協力を

問 収納課 ☎ 366 - 7325
 ✉ mcshuunou@city.matsudo.chiba.jp
 問 債権管理課 ☎ 704 - 4004
 ✉ mcsaiken@city.matsudo.chiba.jp

平成30年度市税の納期限

市民税・県民税(普通徴収分)

期別	納期限
第1期	7月 2日(月)
第2期	8月31日(金)
第3期	10月31日(木)
第4期	12月28日(金)

固定資産税・都市計画税 (償却資産を含む)

期別	納期限
第1期	5月 1日(火)
第2期	7月31日(火)
第3期	11月30日(金)
第4期	平成31年1月31日(木)

軽自動車税

期別	納期限
全期	5月31日(木)

市税は、納税者の皆さんに納期内に納めていただくものです。
 納期限までに納めなかった場合は市役所から督促状を送付します。
 また、納期限の翌日から延滞金が加算されますので、納期内納付にご協力ください。

コンビニ・ペイジーを利用した納付について

コンビニで納付する場合

- バーコードが印刷された納付書で納付できます。
- 納期限が過ぎてしまった納付書は取扱いできません。
- 収納事故防止のため「領収証書」と一緒に「レシート」も必ずお受け取りください。

ペイジーで納付する場合

- 右記のペイジーマークの印刷された納付書で、ATMまたはインターネット(モバイル)バンキングを利用して納付できます。詳細は収納課までお問い合わせください。



注意事項

- 納付書は全期と期別のどちらかを使用し、二重納付しないようご注意ください。
- 期別の納付書を使用する際は、納期をご確認ください。例えば、2期を納付する際、誤って4期の納付書を使用した場合、振り替えや還付はしていません。2期の納付書で松戸市役所・支所もしくはお近くの銀行で納付してください。

便利な口座振替

手続き方法

- ① 口座振替依頼書をご準備ください。納税通知書に添付されているものか、市内の金融機関および郵便局に備え付けのものをご利用ください。
- ② 口座情報等の必要事項を記入してください。
- ③ 期別振替か全納振替のどちらかを選択してください。全納振替の場合は、第1期納期限の日に振り替えます。
- ④ 金融機関および郵便局の窓口にて、預貯金通帳・印鑑(届け出印)・納税通知書・口座振替依頼書を持参し、お申し込みください。(市役所では申し込みできません。)

注意事項

- ゆうちょ銀行および郵便局をご利用の場合は、納税通知書に添付されている口座振替依頼書は受け付けできませんので、備え付けの口座振替依頼書をご利用ください。(市外にお住まいの人は収納課までご連絡ください)
- 各納期の2カ月前までにお申し込みください。
- 固定資産税は、土地・家屋の名義変更(共有持分の変更も含む)をした場合、翌年度以降の継続はできません。再度申し込みが必要です。
- 軽自動車税は、1枚の口座振替依頼書で所有する全ての車両の納付が口座振替になります。
- 預貯金の残高不足等により振替不能となった場合は、後日送付する督促状で納付してください。

納税証明書の窓口での申請

必要なもの

- 本人確認書類
(下記の「本人確認のお願い」をご覧ください)
- 印鑑
- 発行手数料 1税目1年度につき300円
(ただし継続検査用は無料)
- 委任状(右記の注意事項をご覧ください)

発行できる場所

- 収納課
- 各支所
- 行政サービスセンター(松戸駅構内)

注意事項

- 本人および同一世帯の親族以外が申請する場合は、本人が記入し、押印した委任状が必要です(市外にお住まいの人は同一世帯でも委任状が必要です)。
- 委任状には、委任者および受任者の住所・氏名・押印(法人の場合は代表者印)・日付・委任事項等の記載が必要です。
- 法人名義の納税証明書を申請する際は、委任状または会社の代表者印を持参してください。なお、行政サービスセンターでは発行できません。
- 法人市民税納税証明書は、市民税課でのみ発行しています。
- 市税に滞納がないことおよび市税の滞納処分を受けたことがないことの証明書は、収納課でのみ発行しています。



本人確認のお願い

各種税証明書等の申請の際、不正な申請を防止し、市民の皆さんの個人情報を守るため、窓口で申請者の本人確認書類の提示をお願いします。下記のAから1点、お持ちでない場合は、Bから2点またはBとCから1点ずつを持参してください。Cの2点提示は不可です。

A	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、マイナンバーカード等【官公署発行の写真付きのもの】
B	各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(写真なし)等【官公署発行の写真なしのもの】
C	社員証や学生証、診察券、クレジット等のカード類、通帳等【本人の名前が確認できるもの】

※申請内容によっては、他に書類が必要な場合があります。詳細については、担当各課にお問い合わせください。マイナンバーの通知カードは本人確認書類ではありません。

納税相談を実施しています

税金は納期内に納めなければなりませんが、一定の要件を満たしている場合には、原則として1年以内限り、納期延長や分割納付をすることができます。

※納税の公平を保つため、納期限を過ぎても未納が続く滞納者には、財産(不動産・給与・預金等)の差し押えや公売などの強制処分を行い、滞納している市税に充てます。

夜間窓口の開設日

日時

2月22日(木)、3月22日(木)
 各17時~20時

場所

市税の納付 収納課(新館2階)
 納税相談 債権管理課(本館2階)

夜間窓口は毎月最終木曜に開設しています(ただし、12月と3月は最終ではありません)。詳細は収納課または債権管理課にお問い合わせください。

松戸市長賞

「青い封筒」

第六中学校3年

山本 葵さん

九十一・二万世帯。全体の約七・六パーセント。これは、平成二十四年のひとり親家庭の数である。割合から見てもわかるように、クロスセブ・六パーセント、人数にして二人か三人は何らかの理由で父親、もしくは母親と子供のみで暮らしている。そして、私もそのうちの一人である。私の家庭はある時、突然ひとり親家庭となった。母は私と妹を女手一つで育てることにした。これからどうやって生活していくのか、みんなと同じような学校生活を送っていきけるのか、と、思い、私の胸は不安でいっぱいだった。しかし、我が家が母子家庭となつてから三年、私は今まで、学校生活で不自由な思いをしたことは一度もない。それはもちろん、毎日身を粉にして働いてくれている母のおかげである。だが、仕事を始めたばかりの母の収入だけで全てを賄うのはさすがに不可能だろう。そんな我が家を支えてくれているのは、「青い封筒」だ。現在、日本には、子供がいる家庭への支援制度が様々ある。その中でも、ひとり親家庭に支給されるのが「児童扶養手当」であり、それを受けられることが対象となるのが「就学援助制度」だ。これによって、私や妹の学校費の負担が軽減、

松戸市議会議員賞

「思ひやりの制度」

第四中学校3年

堂脇 優美さん

「じゃあ、優は一人の生きがいがある。」税金について嫌なことばかりだね。」議員の不祥事を告げるテレビに思わず口をついて出た私の言葉に母はこう答えた。母だって税金の無駄遣いにはよく腹を立てている。それなのになぜそんな風に言つたのか首をかしげる私に、母はどつして税金が必要なのかを説明してくれた。まず、私たち学生にとって一番身近なのは教育だ。例えば学校から配付される教科書。私たちが新学期になると無料で配られるものだと考えているだろうか。実は、税金の支えがなくては成り立っていないのだ。また、学校で使っている椅子や机も税金で購入したものだ。つまり、国民全員が小学校と中学校の教育を平等に無償で受けられるしくみができているのだ。これは、世界に目を向けてみると当たり前のことではない。内戦や貧困によって、学びたくても学校に行けない子どもたちが世界には大勢いる。私は、学校に通うことでたくさんの先生や友達に出会うことができた。学校生活のおかげで私の人生は豊かになっている。これまで九年間、当たり前のように通ってきた学校だが、と

または支給されている。そして、それに関する書類は、青い封筒に入っており、学校から渡される。私は、この「青い封筒」の存在によって、毎日安心して学校に通うことができている。しかし、学校費の負担が減ったからといって、決して私にかかる費用が消えてしまったわけではない。それを、我が家の代わりに市や国が負担してくれている。つまり、私の学校生活にかかる費用は、その大部分が税金によって賄われている。もしもこの国に、税金の制度がなかったら、私は学校に通えず、満足に食べることができなかつたと思う。

今、中学生である私が支払っている税金は消費税ぐらいだ。でも、来年になれば、私は高校生になり、働くことができるようになる。働くということは、必然的に様々な税金がかかる。そこで私は初めて、「青い封筒」の出資者の一員となり、一人でも多くの子供が安心して学校に通うための手助けをすることができると思う。そうすることが、私にとつての恩返しの方法であり、働くことや税を納めることの意味になると思う。税金は、直接自分の手元には届かなくとも必ず身の周りを使われている。そして、これから大人になろうとしている私たちには、それを支えていく義務がある。自らが納めた税金が、今日もどこかで誰かの生活を支えていることを知れば、「税金を納める義務」は、「誰かを支える意味」へと変わっていくと思う。私を支える「青い封筒」のめぐり。

でもありがたいことだ。改めると感じた。次に母が挙げたのは医療費である。松戸市では、中学を卒業するまではわずかな自己負担額で医療を受けることができる。幸い私はそれほど頻りに病院に行くことはないが、母によると、万が一の時を考えるととても強いものなのだ。子どもがすでに成長したご家庭や子どもがいなご家庭からも納められる税金で、日本の未来を担う子どもたちの健康を支えられている。目に見えないたくさんの力があることを知った。その母は、日本の救急車がいかによろしいかも話した。無料で電話一本で来てくれる救急車。海外では有料の国もあるが、私は一歳の頃ハワイに住んでいたことがある。ハワイでは救急車を呼ぶとかなり高額な費用がかかるので、母は幼い兄と私が救急車のお世話にならないうちにヒヤヒヤした話していた。便利な救急車だが、不適切な利用者に頭を悩ませているとも聞く。本当に必要とする人の元に確実に到着できるように、みんなが利用の仕方を考える必要があると思った。最初は悪いイメージでしかなかった税金。しかし、とても身近なところで私は税金を支えられている。学校に通う道路も税金によって作られ、私がおみ置き場に出したごみも税金によって回収してもらえているのだ。「一人では生きていけないんだね。」支払うことは目に見えない税金だが、実はみんなの暮らしを豊かにするための思いやりから発した制度なのだと感じた。親たち大人が一生懸命働いて納めている税金。これからはその税金を支えられている自分の生活に感謝し、学校に通えるありがたみを忘れずにいたい。



中学生の「税についての作文」

平成29年度

市では、次代を担う中学生の皆さんに、「税についての作文」の募集を行いました。これは、家庭で学んだ税に関する事、報道で知った税の話題などをテーマとした作文を書くことにより、中学生の皆さんに税の正しい知識を持ってもらい、税に対する理解を深めてもらうことを目的として、租税教室の開催と併せて実施しています。今年度は、市内22校から3,699点の応募があり、厳正な審査の結果、市長賞をはじめ15点を選考し、賞状および記念品を贈呈しました。平成30年度も9月初旬に作品の募集を予定しています。市内中学生の皆さんのご応募をお待ちしています。

松戸市副市長賞

「支え合うわたしたち」

金ヶ作中学校3年

吉井 雪乃さん

夏休みが始まったばかりのある日のこと、私は郵便受けに松戸市役所からの封書が届いているのを見つけた。なんとなく気になって母に中身を尋ねたところ、母は封を開け、届けられた私と妹の「子ども医療費助成受給券」を見せてくれた。私の妹は小さい頃から難しい病気のために病院が欠かせない生活を送っています。かかりつけの病院では治療ができません、紹介された東京の病院まで通っていますが、往復に三時間以上かかり、時には交通費だけで診察代を超えてしまつたこともあります。また検査も多く、妹の健康を守るためにはかなりのお金が家計から出されているのだらうと私は感じていました。私が病気や怪我をした時には松戸市内の病院にかかると、会計で松戸市役所から送られてきた「子ども医療費助成受給券」を提示すれば医療費の助成が受けられます。しかし、東京の病院にかかった場合にまで医療費の助成が受けられるとは全く想像もしていませんでした。それで母に、「妹の分の受給券はあまり使わないよね。」と聞いて初めて、妹のような場合でも申請さえすれば、医療費の助成を受けることができるのだと知りまし

松戸市教育委員会教育長賞

「市それぞれの税金の使い道」

第三中学校3年

石山 紗妃さん

私は小学校六年生の途中まで、北九州市に住んでいた。そして、引っ越してきた時、私は北九州市と松戸市の違いに驚いた。その違いは子供の医療費補助のことだ。私が松戸市に来て初めて風邪で通院した時に、診察代と薬代を支払ったのだが、たった二百円だったという事だ。なぜ私が驚いたのかというと、引っ越す前は一回あたり二千円近く払っていたからだ。そこで私は、北九州市の子供医療費の助成制度を調べてみた。その結果、入院に関しては、中学生終了まで医療費は無料だが、通院に関しては、年齢によって異なることが分かった。それは三歳未満は通院も無料で、三歳以上小学生就学前は一つの医療機関で、一月あたり五百円までは負担が必要。また、小学生は、千二百円までは負担しなければならぬ。しかも、中学生になると、助成の対象外であるという事が分かった。一方、現在住んでいる松戸市では、中学校三年生まで、通院は一回二百円、入院は一回二百円、調剤は無料である事が分かった。この事から、松戸市は親の負担を減らすために、特に怪我や病気になる事の子供の医療費補助に力を入れ、税金を使っている事が分かった。

私は、妹がいつか健康を取り戻し、昔のように元気になってくれたらどんなに良いだろうと常に思っていました。妹の健康を守る仕組みがこんなところにもあったこと、そしてその仕組みが大変細やかで、必要としている場所にきちんと届いていることをとても嬉しく感じています。それで私は良い機会だと思い、子ども医療費助成制度について調べてみようと考えました。子ども医療費助成制度は、子どもへの保健対策を充実させ、子育て世帯の経済的負担を軽減するために設けられた制度です。実際に私の家の場合は、兄妹三人のうち誰か一人が感染症などに罹ると次々に他の兄妹にまでうつってしまう。そして、消化や栄養を考えた食事やスポーツ飲料などを購入するため、また家に車がないので症状の重い場合は病院までタクシーを使うこともあり、医療費のほかに様々な出費が必要になってしまいます。そんな時、松戸市民であれば中学校三年生までの保護者の自己負担額が通院・入院で一回二〇〇円、調剤については〇円となる。この子ども医療費助成制度があることは、子育て世帯の経済面だけでなく、精神面でも大変大きな助けになっていることが分かった。私は今更ながら、自分を守ってくれているのは両親だけではない事を深く感じました。両親以外の多くの大人が、子ども医療費助成金のもととなる税金を納め、自分の子どもでもない私達をも細やかに守ってくれているのです。私は今は支えられる立場ですが、いつか私達がしてもらった分は必ず社会に返せるよう、社会の役に立てる大人になれるよう、毎日を過ごしていきたいと思います。

ただ、なぜ市によって子供の医療費助成の額が違うのだろうかと思った。正しいかどうかは分からないが、市によって税金の配分が違うのではないだろうかと考えてみた。そこで、私が調べた中で松戸市には無く、北九州市にあった環境未来税というものがある。これは「環境未来都市」の創造に向け、北九州市が取り組んでいる廃棄物処理の適正化やエコタウン事業などの環境施策を積極的に推進するための持続的で安定的な財源を確保することを目的とする法定外目的税の事だ。税金の種類が違うかもしれないが、北九州市ではかつて、工業地帯であった中で松戸市には無く、北九州市にあって、その対策に多額の税金を投入し、現在も環境を維持するために努力している。だから、他の市に比べてより多くの税金を使っているため、子供への医療費助成の額が減っているのではないかと私は考えた。このように調査して、考えてみた事は、税金の使われ方は地域によって違い、その違いはそれぞれの地域の重視したい点を考えて税金を使っているから生まれるものだと考えた。今回調べた事だけでも病気になった時の補助や、個人ではできない環境対策などの生きていく上で大切な事、未来を守るために必要な事に税金が使われている事が分かった。私は、私達の生活をより良いものにするために税金を払っているという事を知って、税金の大切さ、ありがたさを感じる事が出来た。なので、大人になつたらきちんと税金を納め、社会の役に立ちたいと思う。

Table with 4 columns: 優秀賞 (Excellent Award), [税金の使いみち] (Tax Usage), [利他の精神] (Altruism), [税金を払うこと] (Paying Taxes), [私を助けてくれた税金] (Taxes that helped me), [“当たり前”という幸せ] (The happiness of "it's just a fact")